

## ② 市の個人情報の取扱いに対して市民の皆さんが関与できる仕組み

### 個人情報開示請求から開示までの流れ

ここでは、市民の皆さんが自分の個人情報の取扱いについて市に請求することができる各種の手続のうち、「開示請求」の手続の流れについてご紹介します。

#### 請求の受付

- ・請求は、実施機関が取り扱っている個人情報の本人又は法定代理人（特定個人情報の場合は、任意代理人も可。）ができます。
- ・市役所3階の総務課の窓口でお知りになりたい情報についてご相談ください。



請求書の送付及び受理



実施機関

#### 請求に対する決定

開示請求を受けた実施機関は請求の内容を検討し、15日以内に開示するかどうかの決定をします。

審査請求の受付  
審査請求を受けた実施機関は、ただちに個人情報保護審議会に意見を聴いて開示の可否を裁決します。

審査請求



決定内容に不服のある場合は、審査請求の手続が取れます。

裁決の通知の送付

決定に不服のある場合

決定通知書の送付

決定通知書の受け取り

決定に不服のない場合



#### 個人情報保護審議会

個人情報保護審議会は学識経験者等から構成される第三者機関です。

#### 開示の実施

開示する日は、請求者と調整を図り決定します。開示を受けた個人情報は閲覧だけでなく写しの交付も請求できます。



### 市に請求することができる手続

#### 個人情報の開示請求

市が保有する自分の情報の閲覧や写しの交付を請求できます。

#### 個人情報の訂正請求

自分の情報に誤りがあるときは、その訂正を請求できます。この場合、誤りを明らかにできる文書等が必要です。

#### 個人情報取扱事務の利用停止請求

実施機関が収集、利用又は提供のルールに違反して自分の情報を不適正に取り扱っていることがわかったときは、その利用停止を請求できます。

#### 個人情報取扱事務の是正の申出

実施機関が条例の趣旨に違反して自分の情報を取り扱っているときは、その是正を申し出ることができます。

### 請求の方法等

#### 請求ができる人

実施機関が取り扱っている個人情報の本人又は法定代理人（特定個人情報の場合は、任意代理人も可）

#### 請求の方法

所定の請求書に必要事項をご記入の上、提出していただきます。

その際、運転免許証等でご本人であることを確認させていただきます。

#### 請求の結果

開示請求の場合は、原則として請求書を受理した日から起算して15日以内に開示するかどうかの決定をします。

訂正及び利用停止請求の場合は、原則として30日以内に諾否の決定をします。決定後ただちに決定通知書を送付します。

### 開示しないことができる個人情報

本人の個人情報については開示することが原則です。ただし、以下の～に当てはまる情報は、不開示の決定をする場合があります。

代理人による請求で、本人の利益を害するおそれのある情報

第三者の個人に関する情報  
人の生命、身体、財産の保護等に支障が生じるおそれのある情報

法人等の事業活動上の利益を明らかに害すると認められる情報

法令等により開示することができないとされている情報

本市等の公正な意思形成に著しい支障が生じるおそれのある情報

開示することで本市等が行う事務事業に著しい支障を及ぼすおそれのある情報

### 開示の方法等

開示は、閲覧または写しの交付により行います。開示を受ける時は決定通知書と本人であることを証明する資料を持参してください。

#### 費用

閲覧だけであれば無料ですが、写しの交付を請求される場合は費用が必要です。なお、コピー代はA3まで1枚につき10円（カラーコピーの場合50円）です。

#### 決定に不服があるときは

決定に不服があるときは、実施機関に対して審査請求をすることができます。審査請求があったときは、実施機関は「宇治市個人情報保護審議会」の意見を聴いて、開示の可否を裁決します。

### ③ 個人情報の漏出を防止し、漏出したときに回復するための制度

#### 漏出防止のための禁止事項と回復手段

市が保有している、個人情報を含む公文書の**不正な複製**は禁止されています。

また、公文書や不正記録媒体（コピー）の**譲り受け、借り受け、所持、譲り渡し、貸し渡し**は禁止されています。

不正な取得者には

市長は、**不正行為の中止、不正記録媒体の提出、消去、回収**を命じることができます。

そのために必要がある場合には**報告を求めること、または立入検査**をすることができます。

#### 禁止規定の違反者には・・・

禁止規定等に違反した者には、下表のとおり刑罰又は過料が科せられます。

罰則規定	対象者	実施機関の職員 個人情報取扱事務従事者	左以外の者
違反内容			
正当な理由がなく、公文書を複製		2年以下の懲役 又は 1,000,000円以下の罰金	1年以下の懲役 又は 500,000円以下の罰金
正当な理由がなく、不正記録媒体から複製 公文書、不正記録媒体の譲り受け、借り受け、所持、譲り渡し、貸し渡し 不正行為の中止、不正記録媒体の提出等の命令違反		1年以下の懲役 又は 500,000円以下の罰金	6月以下の懲役 又は 300,000円以下の罰金
市長への報告を拒んだ場合 立入検査を妨げた場合		300,000円以下の罰金	
法人の代表者又は法人若しくは使用人等が、その法人等の業務に関して上記の違反行為をしたときは行為者を罰するほか、その法人にも罰金刑を科します。			
不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた場合		50,000円以下の過料	

このほか、実施機関の職員が職権を濫用して、専ら職務外の目的に利用するために個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処せられます。

#### 宇治市民以外の人にも適用されます

禁止規定等及び罰則規定は、宇治市の区域外にある者に対しても適用されます。

### ④ 民間で個人情報を取り扱うときの責務

個人情報を取り扱うのは市だけでなく、民間の事業者でも多くの個人情報を取り扱っています。そこで宇治市個人情報保護条例では、民間の事業者が適正に個人情報を取り扱う責務を事業者に課しています。

#### 条例で定められている事業者の責務

個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じる義務

市が行う個人情報の保護に関する施策に協力する義務

以下の個人情報について、特に慎重に取り扱う義務  
思想、信条及び信教に関する個人情報  
身体的特質に関する個人情報  
社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

市長は、事業者が適切な個人情報の取り扱いを実施するために、**指導 助言 説明の要求 資料の提出の要求 取り扱いの是正勧告 事実の公表**等を行うことができます。

#### 個人情報保護法の適用について

コンピュータなどを用いて個人情報を事業活動に利用しているすべての事業者に、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」が適用されます。

個人情報保護法の適用を受ける事業者には、個人情報の取扱いについて、目的外利用の原則禁止や、第三者への提供の原則禁止等、具体的に一定の制限、義務が課されます。

～ こんなときはこちらへご相談ください ～

市の取り扱う個人情報について相談したい

総務課 情報管理係（市役所3階）

民間事業者が取り扱う個人情報や、個人情報に関する民間事業者とのトラブルについて

相談したい

総務課 情報管理係（市役所3階） または、

宇治市消費生活センター（市役所1階 文化自治振興課 市民相談係内）

#### お問い合わせ

宇治市役所 総務部総務課 情報管理係

〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地

TEL 0774-20-8700 FAX 0774-20-8778

メールアドレス soumuka@city.uji.kyoto.jp

ホームページ http://www.city.uji.kyoto.jp/



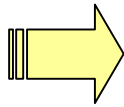
宇治市の

# 個人情報保護制度



# 個人情報保護制度とは・・・

個人情報の適正な取扱いを図り、市民のプライバシーその他個人の権利利益を保護するために必要な制度です。



宇治市では、個人情報保護制度について、「**宇治市個人情報保護条例**」で定めています。

個人情報保護条例は、主に次のようなことを定めています。

- ① 市の仕事で個人情報を取り扱うときのルール (P.2)
- ② 市の個人情報の取扱いに対して市民が関与することができる仕組み (P.3～4)
- ③ 個人情報の漏出を防ぐための制度と漏出したときに回復するための制度 (P.5)
- ④ 民間で個人情報を取り扱うときの責務 (P.6)

## 個人情報って何？



個人情報とは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別することができるものをいいます。  
例えば、以下のような情報です。

氏名 住所 生年月日 職業 財産 個人に関する記録

## 制度を実施する機関(実施機関)

市のすべての機関で、具体的には以下の機関です。

市長(公営企業管理者の権限を行う市長を含む) 消防長 教育委員会  
選挙管理委員会 公平委員会 監査委員 農業委員会 固定資産評価審査委員会 議会

## ① 市が個人情報を取り扱うときのルール

### 個人情報を収集するときのルール

利用目的を特定する。  
必要最小限の範囲で収集する。  
原則として本人から収集する。  
思想、信条及び身体的特質並びに社会的差別の原因となる個人情報は、法令に基づくとき等以外は原則として収集しない。

### 個人情報を利用するときのルール

原則として、利用目的外に利用しない。  
原則として、第三者に提供しない。

### その他のルール

#### 正確性、安全性の確保

個人情報は正確性を保ち、必要でなくなったときは適正かつ確実な方法により廃棄する。

#### 外部委託等をするときのルール

個人情報取扱事務を外部委託する場合には、個人情報の保護に関し、必要な措置を講じる。また、委託契約において受託者が講じるべき措置を明らかにする。

#### 個人情報を取り扱う事務の登録

個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ「個人情報取扱事務登録簿」に登録する。